

第 3 8 号議案

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 9 年長岡京市
条例第 1 0 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京市議員報酬等審議会の答申を受け、条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市特別職常勤職員の給与及び旅費に関する条例（昭和39年長岡京市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前													
<p>附 則</p> <p>1～24 【略】</p> <p>25 平成27年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>26・27 【略】</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>930,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>770,000円</td> </tr> </tbody> </table>		職名	給料月額	市長	930,000円	副市長	770,000円	<p>附 則</p> <p>1～24 【略】</p> <p>25 平成27年4月1日から<u>当分の間</u>における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>26・27 【略】</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>930,000円<u>以内</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>770,000円<u>以内</u></td> </tr> </tbody> </table>		職名	給料月額	市長	930,000円 <u>以内</u>	副市長	770,000円 <u>以内</u>
職名	給料月額														
市長	930,000円														
副市長	770,000円														
職名	給料月額														
市長	930,000円 <u>以内</u>														
副市長	770,000円 <u>以内</u>														

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。